



土壌汚染の調査・分析・解析

土壌汚染対策法による調査および環境サイトアセスメント（自主調査）について
私たち環境調査・分析のエキスパートがお手伝いさせていただきます

◆ 土壌汚染対策法における土地の調査

有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第3条）、一定規模以上の形質変更の届出による調査命令（第4条）、または土壌汚染により健康被害を生じるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）等に、当社のような指定調査機関が調査を行います。この調査により基準に適合しない場合は、その土地は「指定区域」となり、汚染の除去や立入禁止等の措置が必要となります。なお、汚染の除去（土壌の入換え、浄化等）が行われれば、この指定が解除されます。

土壌汚染対策法では、対象となる汚染物質を以下のように特定しています。

土壌汚染対策法における特定有害物質一覧表

	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	主な用途	
第一種 特定 有害物質 (揮発性 有機化合物)	四塩化炭素	0.002以下	—	フロンガス原料、消火剤、溶剤	
	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	—	塗料溶剤、洗浄、殺虫	
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02以下	—	溶剤、医薬	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	溶剤、医薬	
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	農薬(殺虫剤)	
	ジクロロメタン	0.02以下	—	溶剤、冷媒、脱脂剤	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	ドライクリーニング溶剤、原毛洗浄	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	—	溶剤、金属の常温洗浄	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	—	溶剤、金属の常温洗浄	
	トリクロロエチレン	0.03以下	—	金属表面の脱脂洗浄、冷媒	
	ベンゼン	0.01以下	—	燃料混入	
	第二種 特定 有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	合金、電子工業、電池、めっき
		六価クロム化合物	0.05以下	250以下	酸化剤、めっき、触媒、写真
シアン化合物		検出されないこと	50以下	めっき、試薬、酸媒、有機合成	
水銀及びその化合物		0.0005以下	15以下	電解電極、水銀灯、計器	
アルキル水銀		検出されないこと	—	農薬、医薬、有機合成	
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下	半導体、光電池、鋼材の防食被覆	
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下	合金、はんだ、鉛字、水道管	
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下	半導体製造、殺虫剤、農薬	
ふっ素及びその化合物		0.8以下	4,000以下	ガラス加工、金属表面処理、冷媒	
ほう素及びその化合物		1以下	4,000以下	ガラス原料、防腐剤、殺虫剤	
第三種 特定 有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003以下	—	農薬(除草剤)	
	チオベンカルブ	0.02以下	—	農薬(除草剤)	
	チウラム	0.006以下	—	農薬(殺虫剤、害虫の忌避剤)	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	触媒、電気絶縁体、変圧器	
	有機りん化合物	検出されないこと	—	農薬(殺虫剤)	

◆ 自主調査

操業する事業場に潜在する環境リスクを適正に把握、土地取引における土壌汚染の事前確認や環境ISO取得等を目的とし行われます。土壌汚染対策法による調査と異なり、調査方法は限定されておりません。さらに、特定有害物質に指定されていない油分も調査対象となるケースが増えています。

汚染土壌の試料採取から分析まで



土壌ガス調査



汚染調査用
ボーリングマシン
による試料採取



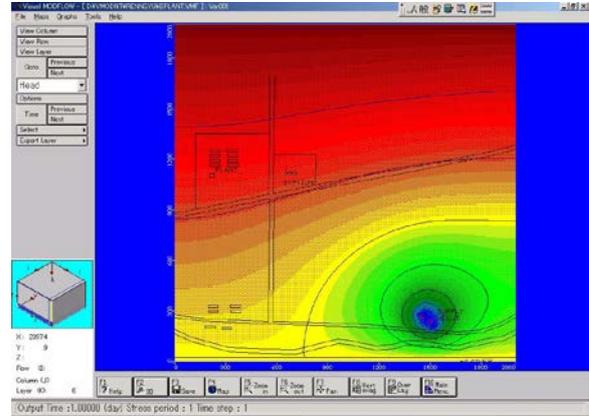
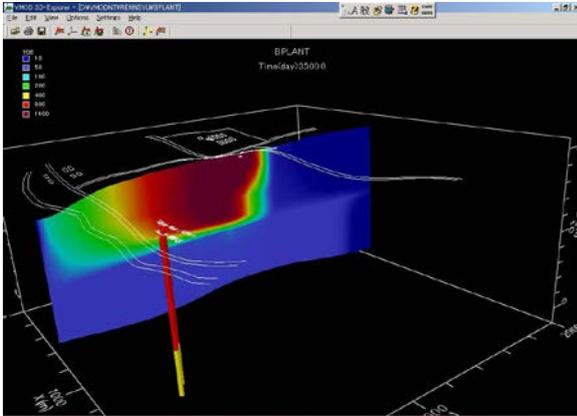
試料コア取出し



定量分析

汚染解析

当社は、ボーリングによる試料採取、汚染物質の分析に加え、汚染拡散解析まで行います。

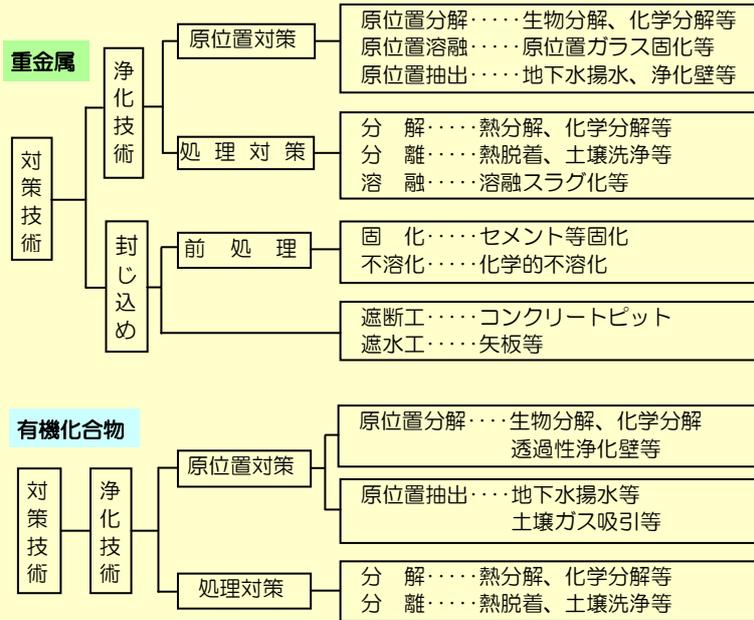


対策検討

土壌調査、分析、解析の結果を受けて、最適な対策をアドバイス致します。

一般的な対策例

土壌・地下水汚染の調査・予測・対策（地盤工学会）より引用



株式会社 土木管理総合試験所

担当部署： 環境部 調査課

〒388-8006 長野市篠ノ井御幣川 877-1 TEL 026-462-0414 FAX 026-293-4222

HP <http://www.dksiken.co.jp>

E-mail sikenjo@dksiken.co.jp